

一般社団法人静岡市母子寡婦福祉会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人静岡市母子寡婦福祉会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、静岡市内に住むひとり親家庭と寡婦家庭の福祉増進を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ひとり親家庭の児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- (2) ひとり親・寡婦の自立促進を目的とする事業
- (3) 関係機関及び団体との連絡協力
- (4) 静岡市からの委託事業の運営
- (5) その他目的達成のために必要な事業

第3章 会 員

(種 別)

第5条 この法人の会員は、次の2種とする。会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 静岡市内に住むひとり親家庭及び寡婦家庭で、この法人の目的に賛同して入会した者
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入 会)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、入会申込書に会費を添えて理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会 費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退 会)

第8条 この法人の会員は、その旨を理事長に届け出て退会することができる。

2 この法人の会員が、次の各号に該当したときは退会したものとみなす。

- (1) 死亡したとき
- (2) 会費を2年以上納入しないとき

(除 名)

第9条 会員が、この法人の名誉を毀損し、又はこの定款に反するような行為をするなど除名すべき正当な事由があるときは、総会の特別決議により、これを除名

することができる。

(抛出金品の不返還)

第10条 既納の会費、その他の抛出金品は、退会してもこれを返還しない。

第4章 総 会

(種 別)

第11条 この法人の総会は、定期総会及び臨時総会の2種とし、総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(構 成)

第12条 総会は、すべての会員をもって構成する。

(権 限)

第13条 総会は、一般法人法に規定する事項及び定款に定めるもののほか、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 事業計画及び収支予算の承認
- (3) 事業報告及び収支決算の承認
- (4) 定款の変更

(5) 解散

(開 催)

第14条 定期総会は、毎年1回事業年度終了後2カ月以内に開催する。定期総会をもって一般法人法上の定時社員総会とする。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたときに開催する。

(招 集)

第15条 総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれを招集する。

(議 長)

第16条 総会の議長は、その総会において出席会員の中から選任する。

(決 議)

第17条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(代 理)

第18条 総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した会員又は理事の中から、その会議において選出された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員の設定)

第20条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上35名以内
- (2) 監事 2名以内

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事のうち1名を理事長、5名以内を副理事長とし、理事長、副理事長は、理事会の決議によって理事の中から定める。理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、副理事長をもって同法上の業務執行理事とする。

3 監事は、この法人の理事を兼ねることができない。

(役員職務)

第22条 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

2 副理事長は、理事長を補佐するとともに、この法人の業務を執行する。

3 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

(役員任期)

第23条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 役員は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新に選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

3 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員解任)

第24条 役員は総会の決議により解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬)

第25条 役員は無報酬とする。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(部会の設置)

第26条 この法人の運営を円滑に行うため総務部会、母子部会、寡婦部会を置く。

2 各部会の部長は副理事長の中から理事会において選任する。副部長は部長の推

薦により理事会において選任する。理事のうち正会員であるものは、いずれかの部会に属するものとする。

3 部会は当年度の事業計画に従い具体的な活動を行う。事業計画にない活動については理事会の決定に従う。

(顧問及び相談役)

第27条 この法人に顧問及び相談役をおくことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の推薦により、理事長が選任する。

3 顧問は、理事会又は総会に出席して意見を述べる事ができる。

4 相談役は、次の職務を行う。

(1) 理事長の相談に応じること

(2) 理事会から諮問された事項について、理事会又は総会に出席して参考意見を述べること

5 顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、この定款に規定するもののほか、次の事項を決議する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(4) その他総会の決議を要しない会務の執行に関する事項

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれを招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き理事長がこれにあたる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第33条 理事会の議事については法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、出席した理事の中から、その会議において選出された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 この法人の事業計画、収支予算書については、毎事業年度の開始の日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定期総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

また、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 事務局

(設置等)

第37条 この法人の事務を処理するため事務局を設置する。

2 事務局に所要の職員を置く。

3 職員は、理事長が任免する。ただし、重要な職員は理事会の承認を得て選任するものとする。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第38条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要事項は、理事会の決議により定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第39条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 定款の変更と解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の議決を得て変更することができる。

(解散)

第41条 この法人は、総会において、その総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の議決を得て解散することができる。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、総会の議決により、この法人と類似の事業を目的とする他の法人又は団体に寄附するものとする。

第11章 公告の方法

(公告)

第43条 この法人の公告は、電子公告の方法により行う。<http://hotheart-siz.jp>
電子公告による公告をすることが出来ない事故、その他やむを得ない事由が生じた場合には、官報に掲載して行う。

第12章 附 則

(最初の事業年度)

第44条 この法人の設立当初の事業年度は、法人成立の日から平成23年3月31日までとする。

(設立時社員)

第45条 この法人の設立時社員の氏名及び住所は次のとおりである。

佐藤紀子 静岡県静岡市清水区山原290番地の53

佐々木希世子 静岡県静岡市駿河区曲金七丁目2番46-11号

(設立時役員)

第46条 この法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事 佐藤紀子 佐々木希世子 木下静代 佐藤和代 内田好子
川口和美 土屋友子 岡埜谷京子 小池孝子 垣見文子
小関光枝 立花さか江 寺門智枝 藤浪芳子 吉田能江
梅原重美 大石美代子 末木愛貴美 藤波満子 川口礼子
慈光寺綾子 杉山佳与子 杉山清美 鈴木宏美 武田幸恵
野中喜久乃 増田真理江 村上由佳

設立時代表理事(理事長) 佐藤紀子 静岡県静岡市清水区山原290番地の53

設立時監事 前澤美智子 根本佳子

(設立時の主たる事務所)

第47条 この法人の設立時住所は、次のとおりである。

静岡県静岡市葵区追手町5番1号 静岡市葵福祉事務所保育児童課内

(法令の準拠)

第48条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(附 則)

平成22年6月3日施行

平成23年5月8日定款の一部を改正

平成25年5月5日定款の一部を改正